

支援の必要な学生に対応した 授業の工夫



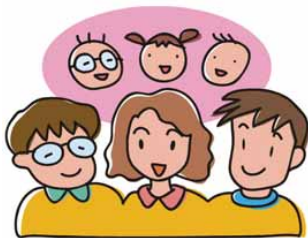
高知大学

大学教育創造センター
学生総合支援センター特別修学支援室

1. 支援の必要な学生に対応することは、大学人として「当然しなければならぬこと」です！

発達障害者支援法（平成17年4月施行）において「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と規定されています。また、障害者差別解消法（平成28年4月施行）によって、「障害を理由とする差別」が禁止され、障がいのある人からの配慮を求める意思表示があった場合には、社会的な障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが国立大学法人には法的義務として求められています。さらに、障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）（平成24年12月文科省）が出され、大学等の修学場面では合理的配慮提供が行われるべきだとされています。このような流れの中、大学は積極的に学生に対して必要に応じた支援をしなければなりません。

高知大学保健管理センター、特別修学支援室によれば、発達障がいの診断を受けている学生、あるいは診断は受けていないけれど発達障がいの特性があると考えられる学生はどの学部にも在籍しているとのことでした。



2. 発達障がいのための困難は本人の努力不足ではありません。

障がいの度合いや現れ方は人それぞれですが、努力することによって症状が改善したり障がいのない人と同じ能力を身につけたりすることはできません。知的障がいがない発達障がいの方は、学力が低いわけではなく、むしろ高い場合もあるので、大学入学は困難ではありません。自分に発達障がいがあることに気付いていない人も沢山います。

視力の低い人はたくさんいると思います。もし、いま眼鏡やコンタクトレンズを作る技術が無い時代だったら、私たちは普通に生活できるでしょうか。道路標識を読めませんので車の運転はできません。人の顔が識別できない人もいるでしょう。足下のほんの少しの凹凸にさえつまずくかも知れません。眼鏡がなければ自分の力で克服することはできない障がいです。実際には、現在は眼鏡などで視力の低い人も普通に生活できます。発達障がいの場合の眼鏡に相当するものは、周囲の人の配慮なのです。

3. 社会の複雑さによって発達障がいの線引きは変わってきます。

発達障がいはスペクトラムと言われ、障がいの度合いによってまったく問題にならない軽度なものから重度なものまで、人によって様々です。ダスティン・ホフマンが映画「レインマン」の中で演じたレイモンドのように、“自閉症と言えばみんなあんな感じ”と思っている人も多いようです。軽度な場合はちょっと個性的な人と見られる程度ですし、特性が強い場合はレイモンドよりも症状は顕著かもしれません。また、自閉症だけが発達障がいではありません。どの程度だったら社会生活で困難がないのかは、社会の複雑さによって大きく異なります。同程度の障がいでも、時代によって、または地域によって社会の複雑さが増すにつれ、生活に支障を来す状態になります。たとえば、よく知っている少数の人と生活し、決められた仕事をしている場合には多少障がいがあってもそれが顕著に生活や仕事の妨げとなることはありませんが、常に新しい人と会い、新しい仕事をしなくてはならない場合には困ることが出てきます。逆に障がいのある人の中には困っている人だけではなく、広汎性発達障がいの特性を生かして世の中の発展に貢献するような仕事をしている人もいます。



4. 支援が必要な学生に対応する授業改善が大学教員に求められています！

発達障害支援法、障害者差別解消法には、適切な配慮（合理的配慮）をされると書かれている事は既に述べました。したがって、これらの学生に対して配慮することは私たちにとって義務です。しかしながら発達障がいの特徴を持っていても、今まで診断を受けていなかったり、本人も家族も気がついていなかったりする場合がありますので、本人からの申告でもない限り、教員が気付くことは通常は難しいといえます。また何がどの程度困難かもひとりひとり異なりますので、個別の対応には限界があります。近年、教育界においてユニバーサルデザイン教育という考え方が導入され始めています。学び方や感じ方が異なる児童生徒学生が学ぶ教室で、多くの者が参加できて学び理解しやすくなるように、一人のための特別な支援ではなく、多くの人のわかりやすさにつながる教育の実践の認識が高まってきています。したがって“発達障がいの学生が受講しているかも知れない”ことを想定して以下の様な対応をすることは、実は障がいの無い学生を含めたすべての学生にとって分かり易い授業になります。さらに、授業の中でのわかりやすさは、専門分野への興味関心を高め、主体的で能動的な修学態度につながることができるメリットを持っています。

5. すべての学生に優しい授業方法

発達障がいのある学生でもついて行けるよう、授業方法を見直してみましょう。そうすればその他の学生に対しても分かり易い授業になります。

①ノート時間をもうける！



板書をしたらノートに書き写す時間をとりましょう。発達障がいの学生の中には、会話をしながらメモがとれない者がいます。こういう学生はノートに板書を書き写しながら話を聞いたり考え事をするのが苦手です。学力の低下した学生の中にも、実はこのような学生が沢山います。板書をしたらノートに書き写すための時間をとりましょう。

学生が全員作業を終え、顔を上げるのを待つだけです。板書の際に板書と異なる説明をするのもよくありません。説明は板書をノートに書き写し終えてから学生とアイコンタクトをとりながらしてください。

視覚障がいや聴覚障がいのある学生もいます。視覚障がいのある場合には、座席位置、文字の大きさ、図版のコントラストが適切かどうか（カラーユニバーサルデザイン）がポイントとなります。聴覚障がいのある場合には、黒板を向いて話さず、唇が読み取れるように、学生の方から口がはっきり見える状況で話すことが重要です。

両者に共通して、指示代名詞を極力使わず話すことも理解を明確にするために必要な配慮です。

②ノートテイクの代わりにデジカメでの撮影やパソコンの利用を認める

手書きで文字を書くことに困難があったり、文字を読むことに困難がある学生の場合、板書をノートに書くことは内容理解につながるとはいえません。手書きではなくパソコンで入力する、先生の解説に集中してノートはデジカメなどで記録しておくといった事は必要な配慮となります。これら電子機器の利用も学生によっては必要な配慮となると理解しておくといいでしょう。



③大きめの文字を使う

文字を読むのに時間を要する学生がいます（極端に遅い場合“発達性ディスレクシア”の可能性ががあります）。発達障がいだけでなく読書経験の少ない学生の中には、同様の者が少なくありません。このような学生の中には文字を大きくするだけでかなりスムーズに読めるようになる人がいます。希望する学生にはA4版で作成した資料をA3に拡大コピーしてあげるとか、本人に拡大コピーするようにアドバイスするといいいでしょう。これはその学生だけへの特別扱いにはあたりません。情報を入力することが難しければ、理解し記憶する以前の問題となるからです。当然対応すべきです。

発達障がいの学生の中には、前方の板書を卓上のノートに写すことが困難な学生もいます。このような学生には、ノートを作成して貸してあげるといいでしょう。横に置いたものをノートに書き写すことは、案外簡単にできたりすることがあります。可能ならレジュメを作成して配布するといいいでしょう。

④プレゼンウェアを使う

大きな文字で板書していると当然板書時間が多くなります。そのつどノート時間をとっていただければなおさらです。プレゼンウェアを使ってあらかじめ板書すべき事を用意しておくといいいでしょう。これで板書時間は短縮できます。これをノートに写させてから、必要なら図、表、グラフ等を見せながら説明するとより分かり易いでしょう。必要な場合これをプリントして配布すれば、レジュメにもなります。



事前に配布すれば予習など、時間外学習の支援にもなります。穴あきにして補助教材とすることもできます。一度時間をかけてつくれば、次回から修正や追加でよりよい教材にできます。KULASにアップして多くの学生が情報にアクセスできるようにすることも考えられます。

⑤授業を収録して配信する



数式や化学反応式、生物の特徴をとらえた図、地層図、歴史や社会等の関係図など、先生が書くように学生がきれいに書くことは困難です。特殊な記号の書き順が分からなかったり、矢印がどこからスタートしているか分からない場合があります。先生が書くように上手に書こうと思えば、実は先生が書くのと同じ順に書いていく必要がありますが、教科書に書いてある完成図を見ても、先生が書いたものをそのまま書き写した図を見ても、先生の書き順までは思い出すことができません。学生は意外なところでもたつき、困っています。

そのような学生には、動画教材がとても役に立ちます。授業の様子をカメラで撮影し、電子黒板の情報とあわせてコンテンツにし、CDに焼いて受講生全員に配布している大学があります。国家試験の合格率を上げるのが目的で、効果が上がっているそうです。授業収録したものをコンテンツ化すると、分からないところは何回も再生して分かるまで見直すことができます。e-Learning教材の教育効果が高いのはこのためで、導入した多くの大学で認められていることです。CDに焼いて配らなくても、サーバに置いて見えるようにするだけで、必要な学生は見るすることができます。

⑥グループワークで対応を考えてみる

グループワークをしてみましょう。グループワークをするとコミュニケーションをとるのが苦手な学生を見つけ出すことができます。学生は学ぶ仲間を見つけることができ、先生以外にも質問する相手も作れます。グループワーク型の授業を乗り切ることで、コミュニケーションを苦手とする学生も自信を持ってグループワークに参加することができるようになるかも知れません。授業をグループワーク中心に進める必要が無くても、少しだけ話し合う時間をとるとか、クイズを出してペ

アで答えを考えさせてみるとか言う時間をつくってみましょう。

一方で、コミュニケーションが苦手な学生にとってグループワークは高いハードルとなることも考えられます。言語的なコミュニケーションが十分にとれない学生もいます。そのような学生には言葉による指示が理解できないことがあります。たったいま出した指示が分からなくて聞きに来る学生がいるという経験はありませんか？ しかも同じ学生がたびたび聞きに来る事はありませんか？ もしかしたら障がいのためかも知れません。このような学生には言葉だけで指示しないで、プレゼンウェアを使って文字や図表にしてみせる、身振り手振りを使ってみせることが有効です。そもそも言葉で伝えたことは相手を受け取ったようにしか伝わりませんので、大事なことはきちんと伝わっているか、確認すべきです。その際、ペアワークやグループワークで学生同士に確認させるのが有効です。質問を促し、質問させることもいいですが、なかなか手を挙げて発表しない学生が多い事も皆さん経験済みでしょう。質問しやすい雰囲気作りが重要です。グループワークを導入する場合、初回に自己紹介をしたりアイスブレイキングをしたりしますが、このようにして質問しやすい雰囲気作りをすることができます。また、話し合いの中で何が話し合われているのか、決まったことは何か、次までにしてこなくてはいけないことは何かなど、ワーク中の記録を作るように、グループワークの手順に組み込むこともユニバーサルデザインです。皆さんの授業中のグループワークの際には、ワークの記録とメンバーでの共有の仕組みを取り入れることをおすすめします。

いつも姿勢の悪い学生はいませんか？ これも障がいのせいかもしれません。ボディ・イメージが未発達なため、動きがぎこちなかったりする学生がいます。姿勢が崩れると要注意です。話し合いをする時間を設けるなど、単調な授業に変化を付けましょう。



⑦言葉の意味はそのままにしか伝わらない

「ばかだね～おまえは・・・」といえば、たとえそれがすべての人に冗談だと分かるような言い方をしたとしても障がいのある学生や、受け取り方が実直な学生には表面的な言葉の意味しか伝わらない場合があります。少なくとも授業中は言葉はその意味の通りに使うべきです。

「だめでしょ～！」と言われても分からない場合もあります。目標とすべき望ましい状態を具体的に指示すべきです。やってはいけないことではなく、やるべき事を指示しましょう。「何度言ったらわかるの？」と叱っても、そのことばに叱っていることを見出すことが難しいケースがあることも聞かれるエピソードです。何度も言ったのに覚えていない場合には、教員の教え方伝え方が不十分だったのではないかとその要因を見直すことが必要だと思います。



⑧指示は分かりやすく簡潔に

先生の指示が理解できなくて、すぐに聞き返す学生がいるという話は既にも書きました。このような学生の中には、前述のように姿勢が崩れてしまって集中して聴けない場合の他、先生の指示が長くて記憶できない者がいたり、先生の言っていることが理解できない者がいたりします。先生から見れば不注意で聞き逃したようにしか見えない、あるいは怠けているようにしか見えない場合でも、聴けない理由は実は人それぞれです。特に指示を何度も聞き返す学生には要注意です。

姿勢を正して聴く姿勢をつくる指示をして待つとか、指示を簡潔に短くするとか、学生にとって分かり易い言葉を使うようにしましょう。分かってないな～と感じたとき、つつい言い換えをしたりして長々説明をしていませんか？ 余計分からなくしている場合があります。必要なら前述のようにプレゼンウェアやホワイトボードを使って言葉の説明に加えて、文字の説明、図やアイコン

を使った説明を併用しましょう。

⑨見通しを立てる

発達障がいがある学生の場合には特にそうですが、そうでない学生でも、見通しを立てることによってがんばれるようになる場合があります。今日の授業内容を最初に示すのも良い方法です。プレゼンウェアを使う場合には、最初に今日のメニューを見せ、ひとつ終わるごとにメニューを見せて今どこまで進んだとか、後何をやったら終わりとかを確認しながら進むのが良いでしょう。プレゼンウェアを使わない場合はレジュメや教科書を活用しましょう。

⑩時間外学習を支援する／教科書は必須！



学生がより良く授業内容を理解するためには、時間外の学習を能動的に行うこと＝アクティブ・ラーニングが不可欠です。先にも挙げた様々な手法で、時間外学習を支援しましょう。少なくとも教科書またはこれに準ずるものを準備し、必ず使用するようにしましょう。これがなくては予習はできません。授業内容を理解する上で、予習は効果的です。予習していない学生に授業で一方的に新しい知識を植え付けようとして時間いっぱい話し続けても、記憶に残るのは5%程度です。時間外に能動的に学習する習慣を身につけさせましょう。記憶に残すために必要な学習方法は人それぞれ異なります。授業での画一的な教え方では、その授業方法に向かない障がいのある学生は、何も得ることができません。

⑪評価基準は下げない

合理的配慮の提供は、社会的障壁により不利な状態がある学生が、他の学生と同じ土俵にあがるために行う支援です。

従って、試験やレポートにおいて、評価基準を下げることは適切な配慮とはいえません。

6. 入試での特別措置：合理的配慮提供

大学入試センター試験において平成23年度センター試験より、発達障がいのある受験生には時間延長などの特別措置がとられるようになりました。それらの措置を受けた学生が当然入学してきますから、大学でも大学入試センター試験に準じた対応が必要です。

センター試験でこの措置を受けるには以下の書類の提出が必要です。

- 1) 受験の志願票
- 2) 医師による診断書
- 3) 状況報告書・意見書

センター入試特別措置がなされた受験生が入学した場合には、授業内あるいは試験において、特別措置に準じた配慮提供を行うこととするべきでしょう。また、診断書がなくても修学上の困難がある学生に対しては、個々に応じた配慮を提供することを検討していく必要があるでしょう。



大学教育創造センター
e-mail: gm04@kochi-u.ac.jp

学生総合支援センター特別修学支援室
e-mail: shugakushien@kochi-u.ac.jp